



宮 労 発 基 0826 第 1 号
令 和 7 年 8 月 26 日

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊谷 真宏 殿

宮 城 労 働 局 長
松瀬 貴裕

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、宮城県労働組合総連合及び宮城全労協から、別添のとおり最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。